



園長だより

令和6年12月1日発行

ありんこ親子保育園

園長 中嶋 悦子

今年も残すところあと1か月となりました。今月は子どもたちが楽しみにしているクリスマスがあります。保育園にもサンタさんが来てくれるかな？楽しみですね！

さて、今月は、発表会も行われます。発表会の目的の一つに『表現』があります。保育所保育指針の中の「5領域」にも『表現』について記載されています。今月はこの『表現』について取り上げてみたいと思います。

❄️ 子どもにとって、表現とは？

子どもがこれからの人生で、自分の考えや思いをどう表現するか、創ること、描くこと、音楽表現だけでなく、いろんな表現の仕方があります。簡潔に言うと、自分の思いや考えを相手に伝える能力のことです。この『表現力』は、生きていくうえで必要不可欠な能力の一つとなっています。例えば、文章を書くとき、人前で何かを発表する時、また企業の面接や会社でのプレゼンテーション時など、人生のあらゆる場面で役に立ちます。子どもの表現に目を向け、耳を傾け、育てていくことも幼児教育の一環と言えます。

❄️ 保育所保育指針5領域『表現』とは？

それでは、『保育所保育指針』ではどのような解釈をされているのでしょうか。

保育所保育指針には次のようにあります。「幼児教育で育みたい子どもの資質・能力」として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つが掲げられています。これら3つの資質・能力を育むために必要となるのが、5領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」です。保育士は子どもの年齢や発達の特徴を踏まえ、この「5領域」を意識して保育計画を作成し、子どもの総合的な心身の発達を促すよう指導計画を作成します。中でも『表現』は、子どもの感性や創造性を育む上で重要な領域なのです。

❄️ 『表現』のねらい

『表現』のねらいは以下の3つです。

1. 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
2. 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
3. 生活や遊びの様々な大変を通して、イメージや感性が豊かになる。

厚生労働省 保育所保育指針解説より引用





『表現』の内容

保育所保育指針では『表現』の内容を次のように記載しています。

1. 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
2. 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
3. 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。



厚生労働省 保育所保育指針解説より引用

1 では、水や土といった素材に触れて、水の冷たさや砂のざらざら感、泥のぬめりなどの感触を楽しむことです。こうした感触を十分に味わい、もろもろの感覚を働かせていくことで、子どもの感性が育まれていきます。

2 では、音楽や楽しいリズムに合わせて、子どもが体を揺らしたり飛び跳ねたり、手足でリズムをとるといった活動を行います。保育士が歌ったり体を動かしたりする様子を見ながら、子どもも一緒に歌い、動きを真似する経験を通して、子どもは楽しい気持ちを表現することの喜びを味わいます。

3 は、風が木々を揺らす音や、雨粒が傘に当たる音、花の色合いや香り、虫の動きなどを聴覚や嗅覚などで感じ、心地よさや面白さ、不思議さ、美しさに気付くという内容です。



指導計画『表現』

このように、5領域の『表現』は、子どもの感性や表現力を伸ばし、創造性を育むことを目的とした領域です。保育園では『表現』の活動として、歌や手遊び、絵本の読み聞かせや製作などを通じて、子どもの感性を育てています。年齢ごとの『表現』活動の内容や援助のポイントを意識して、指導計画を立てています。



『表現』の一つである発表会について

当園の発表会では、園児が歌や劇、ダンスなどを保護者に披露して、日頃の園生活の様子や練習成果を発表することを目的として行なわれます。しかしながら、行事はあくまでも生活の中の延長であり、行事ありきにならないようにしたいと考えています。

昨今の保育園では、行事を失くす方向にある園も少なからずありますが、行事は本来、子どもの成長のために大切なものだと考えます。行事のために遊ぶ時間を削ってまで、子どもたちも保育者も心労があっては元も子もありません。あくまでも、ワクワク・ドキドキ楽しみながら、様々なことを体験するために行います。

発表会を通して育てられるものを大切に、「やりたい！」と思う気持ちを育て、やりたくない子どもの気持ちも尊重し、でも、好きなことだけを容認することはせず、それぞれが楽しみながら個性を表現できる環境を作っていきたいと考えています。

全ての子どもたちが、自由に表現できるような世の中になることを願っています。